

〇〇〇議会 〇〇〇〇議長様

令和5年11月 日

請願者

住 所

電話

紹介議員

社会保障の根幹を揺るがす医療扶助の国保等への加入に対する請願

提案趣旨

生活保護受給者を国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入させることへの検討がはじまっています。これは生保受給者の医療扶助を、国の経済財政運営の方針（2022年）で「医療扶助の在り方の検討を深める」とされたものです。公費ではなく国保と後期高齢者医療の保険財政に移行させようとするものです。

これに対しては、社会保障制度を崩すものとしての関係者からの見解が広がっています。全国市長会の提言決議では「生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと」（2023年6月7日）ともしています。

生活保護受給者数は203万人であり諸外国と比べてもかなり低い保護率の1.63%です。その世帯割をみると高齢者世帯が55.6%、障害者・傷病者24.8%で合わせて80%以上であり病弱者が多く医療を必要とします。当然、医療扶助費が多く、生活保護費全体の約半数を占めています。それでなくても生保受給者の平均死亡年齢は短く、基本である医療扶助は、自己負担からの受診抑制を招かないためにも絶対に不可欠です。

また国保や後期高齢者医療の被保険者も低額所得者が多くだけに、保険財政を圧迫し制度的に壊すことになり保険料引き上げや患者負担増を招くことは絶対に避けるべきです。生活保護は、国が保障する制度であり、今後とも「財源負担については・・・全額国庫負担とすること」（全国市長会同上）。「生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと」（全国町村会2023年要望）とすべきものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を請願いたします。

提案項目

1. 医療扶助の国保や後期高齢者医療保険の加入は負担増と制度を壊すものであり止めること
1. 生活保護は国の保障制度であり、財源負担においては今後とも全額国庫負担とすべきこと

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣